

八幡神社墓苑 浅舞の杜

八幡様のご加護を受けて
永遠に安らぐ奥津城どころ
おくつき



〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字蔀沼125
TEL0182-(24)-1606 浅舞八幡神社

1、当神社の墓地について(平成29年現在)

名称	八幡神社墓苑 浅舞の杜
所在地	横手市平鹿町浅舞字蔭沼127-3 横手市平鹿町浅舞字蔭沼128-1
永代使用料	25万円(間口2m×奥行2m)
管理費	年額350円
経営主体	宗教法人 浅舞八幡神社

* 1㎡あたりの使用料:62,500円

2、当神社墓苑の特徴について

①両家墓を建立することが可能です。例えば、墓石に複数の家名を彫って使用することができるということです。これにより使用者の経済的負担を軽減、無縁化を防ぐことにつながります。但し、墓地の使用者が全て同じ宗教宗派に限ります。

②宗教宗派が神道と仏教の方のみ使用できます。

③墓所の使用権を得ても、寺院の檀家のように当神社の信徒となる必要はありません。

④墓地永代管理の責任上、当神社が指定する業者(指定石材店)以外に墓石の施工を認めていません。※2P参照

⑤納骨棺となるスペースの地下に排水管を設置しています。近年、全国的に局地的な大雨が多いのですが、排水面に配慮した構造となっています。

3、指定石材店について

一般に寺院や霊園にあるお墓は、その墓を維持する人が絶えれば一定期間経過後、無縁墓として改葬(お墓に納めた遺骨を無縁供養塔など別の場所に納め直すこと)されることとなります。

それ故、宗教法人が管理運営する墓地の永代使用料には、**【①お墓が無縁化してしまった場合の墓石の撤去や改葬にかかる費用】**が含まれていることが殆どです。

区画面積4㎡に建立したお墓の撤去費用は、使用している石の量によって増減しますが、横手市の相場で約20～30万円(平成29年現在)です。公共事業として管理運営している市営墓地より、使用料が平均して高目になっているのはこの影響によるところが大きいのです。

さて「世の中に最初からお墓を無縁化させるつもりで建立する人」がいるのでしょうか？ 常識的に考えてそれは皆無でしょう。墓地を管理する神社の役員会ではそうした実態を考慮し「最初から使用者に①を負担していただくのは気の毒すぎる」という意見が多数を占めました。

そこで、使用者側の負担を軽減するため、使用契約約款(規約)に「指定石材店」の規定を設けています。

それは**【神社の墓苑では特定の石材店(指定石材店)にしか墓石の施工を認めない(墓地使用契約約款2条5項に定める)ものとするが、専属で墓石の施工を請け負い優遇されている指定石材店は、神社から依頼があった場合、無償で無縁化してしまったお墓の撤去や改葬に応じなければならない】**というものです。

墓所の使用者は石材店を自由に選ぶことができませんが、そのかわり①の費用を負担する必要はありません。これにより宗教法人が管理運営する墓地でありながら、永代使用料を公営墓地の水準まで下げて設定することが可能となりました。

尚、当神社の指定石材店は神社最寄りの「浅舞大野石材店(横手市平鹿町中吉田字備前谷地5)」となっています。

尚、墓所使用者を保護するため、神社と石材店の間では、下記のような【指定石材店の契約に関する解除規定】を設けています。これにより安心して墓石を建立していただけます。

(第6条2項)

石材店が墓地使用者に対して横手市の墓石施工相場と比較して著しく高額な見積もりや請求をする等して神社側に度々苦情があった場合、神社は本契約を解除できる。

(第6条3項)

石材店の墓石施工について墓地使用者から神社側に度々苦情があった場合、神社は本契約を解除できる。

4、契約上必要となるものについて

- ①永代使用料25万円
- ②管理費3,500円(10年分)
- ③墓所使用者の実印&印鑑証明書